

市第 170 号議案

横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定

子ども・子育て支援法第61条第1項及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て支援事業計画を次のように定める。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市子ども・子育て支援事業計画

第1 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の趣旨・位置付け

乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成24年8月にいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）が施行されます。

新制度では、各市町村が様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、計画に基づき事業を実施することになります。

また、これまで、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」により子ども・青少年施策を進めてきました。そこで、本計画については、「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」を継承し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置付けることにより、幅広く本市の子

ども・青少年のための施策を推進していきます。

2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

4 本市における他計画との関係

子ども・青少年施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても可能な限り整合を図りながら、計画を策定します。

また、計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

第2 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

1 家庭、地域及び社会の状況

(1) 依然として続く少子化

本市の合計特殊出生率はここ数年微増傾向にあるものの、平成22年まで32,000人前後で推移してきた出生数は、平成23年、24年、25年では31,000人を下回っています。また、15歳未満の年少人口割合も低下し続けており、依然として少子化の状況は変わっていません。

少子化の要因としては、結婚に関する動向（未婚化、非婚

化及び晩婚化)、出産年齢の変化(晩産化)、夫婦の出生力の低下等が指摘されています。少子化の問題は、結婚、妊娠、出産など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が優先されることは言うまでもありません。しかしながら、少子化は、生産年齢人口の減少により経済成長率を低下させるとともに、高齢化の進展とあいまって、年金・医療・福祉等の社会保障の分野において現役世代の負担を増大させるなど、将来の我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない深刻な課題であることも事実です。

少子化対策を考えると、個人の自由な選択が保障されない、言い換えれば、結婚、妊娠及び出産に対する個人の希望がかなえられない障壁があることに目を向けなくてはなりません。「第14回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)(夫婦調査)」(国立社会保障・人口問題研究所、平成22年)によると、いずれは結婚しようとする未婚者の割合は9割弱という高い水準にあり、また、「子ども数の希望」も依然として2人を超えています。

国の「少子化危機突破のための緊急対策」(平成25年6月7日少子化社会対策会議決定)にあるように、結婚、妊娠及び出産に対する国民の希望をかなえる観点から、従来から言われてきた「子育て支援」、「働き方改革」に加え、若者の社会的、経済的自立支援を含む「結婚・妊娠・出産支援」にも力点を置いた総合的な対策に国や地方自治体をはじめ、社会全体で取り組んでいくことが必要です。

少子化の課題という点では、「子どもの社会性が育まれに

くい」など、子ども自身に対する影響も看過できません。

少子化が進行する現在では、地域での異年齢集団が形成されにくくなっています。一昔前の子どもたちは、日常生活の中で自然な形で、友情、葛藤、対立及び忍耐を経験し、これらを通して社会性を身に付けてきました。かつては当たり前であったことが、今日ではできにくくなっています。

さらに、子どもに対する保護者の過保護・過干渉も指摘されています。保護者が子どもを大切に育てようと意識するあまり、過剰なまでに子どもの安全を考え過ぎ、遊びや体験活動の機会を子どもから奪ってしまったり、子どもが今まで経験したことのない状況に遭遇したとき、子どもが自ら考え、行動するのをじっくり見守ることができずに介入してしまったりするなど、子どもの成長や自立に不可欠な経験が以前に比べ得られにくくなっています。

「古き良き昔への回帰」は現実的ではありません。こうした状況の中で、今を生きる子どもたちに何をすべきか、これも待ったなしの課題です。

(2) 家族の状況の変化

近年、世帯当たりの子どもの数の減少、三世代同居の減少、ひとり親家庭の増加など、家族の規模が小さくなっています。

また、未就学の子どもを持つ親の就労状況について、父親のフルタイム就労が9割を超えており、母親のフルタイム就労は約3割で、パート・アルバイト等の就労を合わせると、約44パーセントとなっています。母親の就労（フルタイム、

パート・アルバイト等) は、5年前と比較すると10ポイント以上増加しており、共働き世帯の割合が増加しています。

また、こうしたことから、家族の団らんやコミュニケーションの時間が少なくなるなど、家族のあり方にも変化が生じています。このような変化の中で、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもに向き合えるよう、子育てをしている家庭への市民の理解、職場の理解と協力が得られるような環境をつくっていくことも大切です。

併せて、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点等で子育てを支援する人々が、一人ひとりの子どもに良さがあることや、子育ては自己を豊かにするものでもあることを保護者に伝え、子どもと向き合う時間を大切にし、子育てに自信が持てるように関わっていくことが大切です。

(3) 多様化する就業スタイルと依然として進まない仕事と生活の両立

「平成25年雇用均等基本調査」(厚生労働省)では、女性の育児休業取得率は83.0パーセント(平成25年度)と、育児休業制度の着実な定着が図られつつあります。しかし、依然として、第1子出産を機に離職する女性の割合は高い状況です。

年代別の女性の労働力率では、男性は台形型を描くのに対して、女性は30歳代に底のあるM字カーブを描いており、結婚、出産及び育児を機に仕事を辞める女性が多い状況です。本市の女性の労働力率は年々高まってはいますが、全国と比

較すると、M字カーブの底は深く、右側の山も低いことから、再就職率も低いことが分かります。

平成25年に本市が実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（以下「本市調査」といいます。）では、未就学児を持つ家庭において、「以前は就労していたが現在は就労していない」又は「これまで就労したことがない」母親のうち、24.7パーセントが「1 子育てや家事に専念したい」、54.5パーセントが「2 1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」、20.0パーセントが「3 すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答しています。また、選択肢2と3を合わせた、「就労したい」と回答した母親の希望する週当たりの就労日数は、3日が48.5パーセントと割合が一番高く、1日当たりの就労希望時間は、5時間が36.5パーセント、4時間が26.9パーセント、6時間が20.3パーセントという割合でした。

なお、選択肢2の「〇歳」の部分は任意の数字を記載することになっており、3歳との回答が24.8パーセントと最も高い結果でした。

現在、家族類型、就業スタイル等は多様化しており、「標準的」といった言葉で表せるような特定のモデルは存在しなくなってきました。そのため、いずれの選択も尊重し、支援していくことが大切です。併せて、子育て支援は、従来の考え方に縛られることなく、様々な施策や制度の検討・実施が求められています。妊娠中から産後の育児支援、地域にお

ける子育て支援の場・機会の充実はもちろんのこと、就労を希望する方のため、保育基盤の確保も重要です。地域のニーズを見極めながら、引き続き、保育の必要性のある子どものための多様かつ質の高い保育・教育への対応や、いわゆる「小1の壁」に対応する放課後児童育成事業の充実が求められています。

一方、男性の育児休業取得率は2.03パーセント（平成25年度）にとどまっています。さらに、「平成25年版少子化社会対策白書」（内閣府）によると、男性の子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準です。こうした男女とも仕事と生活の調和の取れない状況が、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つとなっていると考えられます。

本市調査においても、未就学児を持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、約65パーセントが20時以降となっており、依然として、子育て世代の父親の長時間労働の傾向が続いています。その結果、平日に父親が子どもと一緒に過ごす時間は、「ゼロから1時間まで」が4割以上と、本人に子どもと共に過ごしたいという希望があっても、現実的にはそれがかなわない労働環境が多いという現状があります。父親の育児・家事への関わりを難しくしている現状は、こうした労働環境によるところが大きいと考えられます。

夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高いという調査結果からも、今後は仕事のみを優先させるのではなく、家事及び育児は父親と母親が共に行うという意識や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組

を更に浸透させていくことが必要です。

ワーク・ライフ・バランスは、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしつつ、子育て、介護、家庭、地域、自己啓発等の時間も持つことにより、豊かな生活を送ることにほかなりません。一日の中での時間配分を調整するだけではなく、一生のうちで、仕事に集中的に取り組む時期、子育てに専念する、又は重きを置く時期を設けるということもワーク・ライフ・バランスの一つです。性別にかかわらず、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、フレックスタイム制、テレワーク、ワークシェアリングなど、柔軟で多様な働き方を推進することは、自らの生き方を選択し、安心して子どもを育てる環境を形成することにつながります。

また、このことは、子どもの育ちの観点からも重要です。保護者が豊かな気持ちで子どもに接することや地域において保護者同士がつながりを持つことは、子どもの安定した情緒や人と関わる力などを育む上で大切な役割を果たしています。これらのことを理解し、例えば、食事を一緒に取り子どもと会話したり、保育参観、学校の授業参観、地域の行事等に保護者が積極的に参加したりするなど、様々な形で子育てに参加できるように働きかけていくことが大切です。また、特に乳幼児期は、子どもの体や脳の成長にとっても、食事の時間や早寝早起きなどの生活リズムを保つことが大切です。そのためにも、保護者がワーク・ライフ・バランスの大切さを考えていくことが必要です。

企業においても、少子高齢社会の進展、人口減少に伴う労働力不足、ライフスタイルの多様化、雇用や就業を取り巻く環境の大きな変化の中、時代の変化に応じた対応が求められています。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりは、優秀な人材の確保・定着、女性の活用などの効果が期待できるとともに、業務の効率化や長時間労働の是正など、企業の将来的な成長・発展につながる重要な経営戦略として注目されています。

(4) 地域のつながりの希薄化

「横浜市民意識調査」によると、隣近所との付き合い方として、「顔もよく知らない」及び「道で会えば挨拶ぐらいする」割合が60パーセント前後、比較的親密な付き合い方をしている人の割合も10パーセントから15パーセント前後で近年は推移しており、依然、地域で過ごしたり、積極的に近所付き合いをしたりする人が少ない状況は変わっていません。

また、隣近所との付き合い方に対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」と感じる人が約7割となっています。隣近所に干渉されない気楽さは、裏を返せば家族以外に頼れる人が少ないということでもあります。

少子化により、近所に子どもがいないという地域も少なくありません。また、共働き家庭が増えていることから、近所の方と日常的に関わる時間が少ないといった実状も見受けられます。こうした状況を踏まえつつも、子どもにとっては、家の外や自分の通う保育所、幼稚園、認定こども園、学校な

ど、地域の中で大人に見守られながら育つ環境は、人と関わる力や心情を育む基盤になるものです。「子どもにとっての育ちの環境」として、共助の意識を高め、地域のつながりを大切にしていくことが重要です。

近年、子どもの声に対して、うるさい、迷惑だとの声が少なくありません。「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」（一般財団法人こども未来財団、平成23年）によると、子育て環境は徐々に向上している傾向にありますが、依然として35パーセント程度の人が「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たい」と答えています。子どもの声について、顔見知りの子どもの声はうるさいと感じなかったり、電車で子どもが泣いたりぐずったりしても、保護者が子どもに向き合い、周りに配慮する姿勢があれば許容できる、といった意見もあります。このことから分かるように、子どもの声は「騒音」というよりも、聞く人の心持ちによる「^{はんおん}煩音」である場合が多いと言えます。子どもにとっての育ちの環境は、地域の子どもたちの顔を知る、困っている親子を見たら一歩踏み出して温かい声掛けをする、声を掛けられた親子は感謝の意を表すなど、互いが温かい関わりを持ち、「お互い様」と支え合える関係づくりを進めることによって、豊かなものとなっていきます。「共感力」と「想像力」を発揮して、コミュニティを醸成し、日々の暮らしの中で子どもの育ちを支えていくことが求められています。

(5) 地域力の創出・向上

地域のつながりの希薄化が言われている一方で、市民の地

域や社会活動への参加意向は比較的高い状況であると言えます。市民意識調査では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人（「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計）は5割を超えており、中でも、「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身に取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。

本市では、従来から、地域における子育て支援を「子育ては保護者だけでなく、社会や地域全体で行うものである」という考え方を基本に、施策・事業を推進してきました。子ども・青少年とその家庭が豊かな関わり合いを持てる場や機会を広げていくためには、地域に住むあらゆる世代、立場の人が、子ども・青少年や子育て家庭に関心を持ち、積極的かつ主体的に関わっていくことが重要です。地域における子育て支援の担い手を増やし、その連携を図ることによって、それぞれの情報やノウハウが共有・蓄積されるとともに、新たな活動が広がり、創出されるなど、地域力の向上につながります。

具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点など既存の社会資源をはじめ、自治会町内会、連合町内会などの地縁団体、特定非営利活動法人（以下「NPO」といいます。）など子育て支援に関わる団体や支援者など、様々な担い手によって活発な活動が行われており、子育てを地域全体で支援する地域力の創出・向上に寄与しています。

また、地域力は、近所の子どもに温かいまなざしを向けたり、地域の行事に行ってみたりするなど、日常のささいな行動からも紡ぎ出されます。

今後も本市の地域力を生かした子ども・子育て支援の推進に向けて、一層取り組むことが求められています。

(6) 情報化社会の進展

情報化社会が進展し、私たちは、多くの情報や知識あるいは娯楽を、各種メディアを通じて入手することができるようになりました。「情報化」は今や、生活に不可欠なものとなっています。

子どもたちにとっても、情報化社会の進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で一層生かされてきています。

一方で、親子が触れ合う時間の減少や、子どもたちが幼い頃からメディアに触れ続けることによる生活、行動等への影響が懸念されています。携帯電話等による匿名の^{ひぼう}誹謗中傷、悪意ある情報の流布、有害な情報サイトへのアクセスによる犯罪被害など、問題も顕在化してきています。

メディアを有効に活用する観点から、メディアに対する子どもの健全な習慣の形成を社会全体の問題としてとらえ、家庭、保育・教育機関、NPO、地域コミュニティ、民間事業者、行政など子どもの健全な育成に深く関わっていくべき全ての関係者が、手を携えて真剣に取り組んでいくことが必要です。

(7) 国際化と多文化共生社会

本市には、平成26年6月末現在で約77,000人の外国人住民の方が在住しており、例えば、保育所等における通訳のサポート、特別な支援が必要な子どもやその家庭への対応など、今後も子育てをはじめとして様々な支援を充実させていく必要があります。

また、市立の小中学校には、外国籍や外国につながる子どもが、平成25年5月現在で約7,000人在籍しており、そのうち約1,400人は日本語の初歩からの学習が必要です。

言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろんのこと、福祉、保健、医療、教育など様々な分野で多文化共生が地域社会の重要な課題になっています。現在、公益財団法人横浜市国際交流協会、国際交流ラウンジ、地域のNPOなどが連携しながら、外国人住民のコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生のまちづくりを進めています。今後、子育て支援を推進する上でも、多文化共生の観点は重要となっています。

2 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

(1) 母親にかかる子育ての負担

共働きの家庭が増えている中でも、依然として子育てや家事は母親に負担がかかっている状況となっています。

「平成25年度家族と地域における子育てに関する意識調査」（内閣府）では、家庭での育児や家事について、夫婦どちらが行うべきかを聞いたところ、「基本的に妻の役割であり、夫はそれを手伝う程度」という回答者の割合が39.6パーセ

ントと最も高く、「妻の役割である」（15.7パーセント）という回答者を合わせると、「妻が主体」は55.3パーセントを占めています。

実際、「平成25年版男女共同参画白書」（内閣府）によると、共働き家庭における父親の1日の家事関連時間（育児等を含みます。）は、子どもの成長に伴うライフステージの変化にかかわらず短い一方で、共働き家庭の女性の家事関連時間は、男性と比べて全般的に長く、特に末子が就学前の時期に目立って長くなっています。

子育て期においては、特に仕事と家庭の両立が困難であり、そのための支援が必要です。「平成25年雇用均等基本調査」（厚生労働省）によると、平成25年度に育児休業を取得した人の割合は、女性では83.0パーセントであり、育児休業制度の着実な定着が図られつつありますが、男性ではわずか2.03パーセントにとどまっています。6歳未満の子どもがいる世帯の夫（有業者）による短時間勤務制度や企業独自制度を含む育児制度の利用状況は、約1割と非常に低い利用率となっています。

また、本市調査では、未就学児を持つ家庭において、子育てで何らかの負担感がある人の割合は9割を超えており、具体的には、「自分の自由な時間が持てない」（44.7パーセント）が最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」（41.6パーセント）、「子どもから目が離せないので気が休まらない」（29.9パーセント）などの順で高くなっており、特に専業主婦の世帯ではその割合が高くなっています。5

年前の調査と比較すると、「子育てで出費がかさむ」の割合が低くなる一方、「子育てによる身体の疲れが大きい」及び「子どもから目が離せないので気が休まらない」など、心身の疲労を挙げる割合が高くなっています。子どもの健やかな成長のためにも、特に母親にかかる負担や不安を軽減し、ゆとりを持って子育てができるような支援が求められています。

(2) 子ども・青少年の不登校、ひきこもり、無業状態及び貧困率の上昇

本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が、成長の過程での不登校、いじめ、暴力、自傷行為、自殺企図等、更には若年層でのひきこもり、無業状態等により、深刻な状況にあるということも少なくありません。「横浜市子ども・若者実態調査」（平成24年度）では、ひきこもりの青少年（15歳から39歳まで）が少なくとも約8,000人、無業状態の青少年が約57,000人と推計されています。

こうした子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家庭形態、子ども・青少年本人や親の障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っています。また、親の抱える課題が一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境に格差が生まれ、それが更に成人後の経済的困窮につながっていくことも考えられます。近年、子どもの貧困率は上昇しており、子ども・青少年の育ちに関する影響が懸念される

とともに、就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る可能性が増大しています。

このように、子ども・青少年の養育環境における課題には様々な要因がありますが、支援を必要とする家庭に育つ小中学生への生活支援、学習支援、ひとり親家庭への就労支援等は、現在、個別課題に対する支援が中心となっています。今後は、乳幼児期からの育ちを長い目でとらえ、子どもの発達や個々の特性に応じて、包括的・継続的な支援を行うことが求められています。そのためには、個別課題に対応する支援の実施主体が連携し、重層的な支援体制を構築する必要があります。

一方、子どもの育ちの観点からは、乳幼児期から育まれる基本的信頼感、情緒の安定を基盤とし、自己肯定感や自己有用感を持ちながら自己形成をしていく過程を大切にしていかなければなりません。そのためには、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、高等学校等において、育ちの連続性を大切にし、長い目でとらえていく子どもの育ちに関する共通理解を促す取組も必要です。

さらに、子ども・青少年の支援に当たっては、「関わる力」を育み、共に社会で生きていくことができるように、仲間と出会い、活動できる居場所をつくることも重要です。居場所では、支援された子ども・青少年が、他の子ども・青少年の支援に回る「ピアサポート」を進めることで、支え合い、励まし合う関係をつくることができます。同じ経験をした立場だからこそ、支援者とは異なる視点で互いに支え合うこと

ができ、自分自身を見つめていくことができるという、双方にとっての効果が期待されます。

第 3 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

(1) 子ども・青少年は、未来を創る力である

子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、様々な可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し、社会を担い、その次の世代を育む側へと移り、更に次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより未来は創られます。

その意味で、子ども・青少年の育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次世代を育み、横浜の未来を創ることにほかなりません。

明るい未来が到来することを期して、私たちは、子ども・青少年の一人ひとりが大事にされ、健やかな育ちを等しく保障される社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す

子ども・青少年は、誰もが自分の良さや可能性、それを自

ら発揮できるという内在した力を持っています。子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、一人ひとりに応じた関わりの中でその力を最大限引き出すことが保護者をはじめとした大人の役割です。

子ども自身を支援するだけでなく、子育てについての第一義的責任を有する保護者がそうした役割を果たせるよう、保護者を支援することも重要です。

- (3) 育ちの連続性を大切にし、乳幼児期から青少年期に至る成長を長い目でとらえていく

乳幼児期の育ちや学びは、人間形成・人格形成の基盤となるものです。その基盤は、日々の育ちの積み重ねの中で培われていきます。日々連続する育ちが積み重なってこそ、人間としての基盤が形成されていきます。子ども・青少年の成長を連続して支えていくために、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、地域へと育ちの場所が変わっても、長い目、広い目で育ちをとらえ、一貫性のある支援や指導をしていくことが求められます。

- (4) 「子ども・青少年にとって」の視点を全ての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

保護者や保育・教育をはじめ支援に関わる人だけでなく、全ての市民が未来を創る子ども・青少年に目を向け、「子ども・青少年にとって」の視点で、彼らの育ちや学びをとらえ、自分にできることはないかを考えることが、地域で子ども・青少年を育てることにつながります。

横浜で生まれた子どもたちが、地域の温かい関わりの中で

豊かに育ち、その育ちが、温かな地域・社会をつくる原動力となるようなまち「よこはま」の実現を目指します。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

(1) 「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子ども・青少年がそれぞれの持つ力を十分発揮するとともに、大人がその力を引き出し、社会全体で子ども・青少年を育てていくため、全ての子ども・子育て施策において、子ども・青少年の視点に立った施策・事業を展開します。

(2) 全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長する中で必要となる支援を誰もが受けられる環境を整えるため、全ての子ども・青少年を対象とします。

(3) それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす る一貫した支援

人が健全で幸福な成長発達を遂げるためには、各成長段階で達成しておかなければならない課題があり、次の成長段階にスムーズに移行するためにも、それぞれの成長段階で習得しておくべき課題があると言われています。

子どもの育ちを支援していくために、子どもがそれぞれの成長段階に必要な体験を積み重ね、充実した日々を過ごすことができるようにするとともに、それぞれの成長段階に応じた育ちや学びが連続性を持って積み重なるよう、子どもの育

ちに関わる大人、関係機関、地域が連携し、支援の連続性・一貫性を大切にしていきます。

(4) 子どもの内在する力を引き出す支援

子ども・青少年には、自ら育とうとする力、生き方を切り拓いていこうとする力が内在しています。一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら発揮することができるよう、大人が子どもに全幅の信頼を置き、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にしていきます。

(5) 家庭の子育て力を高めるための支援

子どもと関わり、育てることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育て家庭が安心して楽しみながら子育てができるよう、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担を軽減するとともに、子どもと向き合い、成長を喜び合えるような家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

(6) 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

家庭や行政だけでなく、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえ、「自助・共助・公助」の考え方を大切にしていきます。全ての子ども・青少年に豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれの役割を担いながら、社会全体で積極的に関わっていきます。

様々な人たちが、課題認識から役割の自覚、具体的行動へと移行できるよう、子ども・子育て家庭とのつながりづくりや、交流・活動への参加機会の確保、担い手を支える仕組みづくり、支援機関・支援者の連携促進など、人材の発掘、育成にも一層注力していきます。

第 4 施策体系と事業・取組

1 施策分野・基本施策とその関係性

目指すべき姿、基本的な視点を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

(1) 子ども・青少年への支援

施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

ア 基本施策 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

イ 基本施策 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

ウ 基本施策 3 障害児への支援

エ 基本施策 4 若者の自立支援の充実

(2) 子育て家庭への支援

施策分野 2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

ア 基本施策 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

イ 基本施策 6 地域における子育て支援の充実

ウ 基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援及び配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

(3) 社会全体での支援

施策分野 3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

ア 基本施策 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

イ 基本施策 9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

2 各施策における現状と課題及び今後の方向性

(1) 施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

ア 基本施策 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

(ア) 現状と課題

a 「保育・教育」ニーズの増加と多様化

(a) 平成27年度から施行される新制度では、それぞれの地域における保育・教育、地域の子育て支援等に関するニーズを踏まえ、保護者の就労状況や経済状況等にかかわらず、全ての子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に提供していくことが求められます。

(b) 現在、本市では0歳児のうち約6人に1人、1歳児以降は約3人に1人が保育を利用しています。また、3歳児のうち半数以上が、4、5歳児では約3

人に 2 人が幼稚園を利用しています。

- (c) 近年の社会経済情勢の変化を受けて、働く女性が増えています。そのため、保護者の就労時間帯の子どもの預かりに対するニーズが増加し、保育所の利用希望は年々増加しています。一方、幼稚園の通常の時間帯の利用は減少傾向にありますが、「幼稚園の教育を受けさせたい」という保護者の思いも依然として強く、幼稚園における長時間（1 日おおむね 11 時間）の預かり保育や認定こども園の利用も増えています。
- (d) これまで本市では、増え続ける保育所入所申込者に対応するため、保育所の整備を積極的に進め、10 年間（平成 15 年度から平成 24 年度まで）で新たに約 24,000 人分の保育所定員を確保し、約 2 倍に拡大するとともに、幼稚園における長時間（1 日おおむね 11 時間）の預かり保育を充実してきました。そして、平成 22 年度からは待機児童対策を本市の重点施策とし、ハードとソフトの両面から取組を進めてきた結果、平成 25 年 4 月 1 日時点の待機児童数は、「横浜市中期 4 か年計画 2010～2013」の目標である 0 人を達成しました。
- (e) しかし、待機児童ゼロ達成による保護者の保育所入所に対する期待の高まりなどにより、平成 26 年 4 月の入所申込みの増加数は 4,114 人という過去最大の伸びとなり、特に 1 歳児の増加が顕著でした。平

成26年4月1日に向けてあらゆる手を尽くしましたが、待機児童数は20人となり、2年続けてのゼロ達成とはなっていません。全ての子どもに質の高い乳幼児期の保育・教育を保障するため、子どもを豊かに育む保育・教育の環境を整えていくとともに、多様な市民ニーズに迅速・的確に対応していくことが必要です。

(f) 本市調査では、未就学児を持つ家庭において、現在就労していないが就労を希望している保護者のうち、一番下の子どもが大きくなったら就労したいと考えている割合は、父親が8.4パーセント、母親が54.5パーセントとなっています。特に、母親について、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」(28.5パーセント)が最も多く、そのうち「週3日」が約半数(48.5パーセント)、1日当たりでは「5時間以下」が約7割(68.0パーセント)となっており、比較的短時間で働く人の保育ニーズにも対応していくことが必要です。

(g) 家庭で子育てをしていますが、保護者の病気やけが、育児疲れによるレスパイト(休息、息抜き)など、一時的に子どもを預ける必要が生じる場合がありますが、日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる人は27.4パーセントにとどまっており、緊急時でさえも預けられる親族や知人がいない人が16.6パーセントとなっています。そのため、一時的

に預けられる場の充実が求められています。

- b 一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていく必要性

乳幼児期は人間形成の基礎をつくる時期です。この時期の育ちで大切なことは、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことです。そのため、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、本市が目指すべき姿に到達できるよう、子どもの育ちに関わる家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもが育つ全ての場が連携し、切れ目なく共に育ちを支えていくことが必要です。

- c 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

(a) 小学校へ入学する際、新しい環境である小学校の生活にうまく適応できず、不安になる児童がいます。家庭や保育所、幼稚園、認定こども園等の就学前に培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。

(b) 小学校以降も、これまでの育ちを踏まえながらその後を見通し、長い目で子どもの育ちをとらえ、また育ちの連続性を大切にしていけることが重要です。保護者や地域と「共に育てる意識」を高められるよう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かに

していく必要があります。

d 保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の確保及び保育・教育の質の維持・向上

(a) 保育所、幼稚園、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育・教育の基盤となる保育士、幼稚園教諭、保育教諭等、人材の確保が急務となっています。また、各施設では、人材の定着も重要な課題となっています。

(b) 併せて、子どもの豊かな育ちのため、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上による保育・教育の質の維持・向上が求められています。

e 障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもとその家庭への支援

(a) 障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、特別な支援を必要とする子どもが、その子の特性や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整えるとともに、障害の状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。

(b) こうした子どもたちへの支援に当たっては、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭や地域、保育所、幼稚園、認定こども園、関係機関等が連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続していくことが求められています。

(c) また、例えば、子どもに対して保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育所、幼稚園、認定こども

園等は自治体や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的養護の観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。

f 学齢期の児童への対応

(a) 小学校就学後の学齢期は、生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放課後においても、子どもの発達段階に応じた、様々な取組や工夫を行う必要があります。

(b) 子育て家庭の保育ニーズの増大や多様化に伴い、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」を打破する必要があります。

(c) また、小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていく必要があります。児童の成長・発達に応じた支援者としての役割を十分に理解し、いろいろな遊びや過ごし方を引き出せるような人材の育成が必要です。

(イ) 施策の目標・方向性

a 質の高い乳幼児期の保育・教育基盤を確保します。

(a) 「子どもにとって」、「子ども・青少年の成長を長い目でとらえる」という本市の理念に基づき、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者

を思いやる心を育むことができるよう、保育・教育に関する施策を推進します。

- (b) 乳幼児期の保育・教育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進することにより、安定的な保育・教育基盤を確保します。
- (c) 一人ひとりの発達に応じた乳幼児期からの育ちの積み重ねを大切にし、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障する保育・教育を目指します。また、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう乳幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指します。
- (d) 保護者が園行事や一日保育士体験などに参加し、直接関わることで、保育所、幼稚園、認定こども園等での保育・教育について理解を深めるとともに、子どもの様子や学ぶ姿を知り、子どもへの理解を深めながら、園と家庭が連携して共に育てることの大切さについて意識を高めます。
- (e) 平成25年度から受審を義務化した保育所の福祉サービス第三者評価の充実を図り、その他施設・事業等の評価の仕組みについて検討を進めます。
- (f) 待機児童対策を継続するとともに、新制度の下、既存の保育・教育資源を最大限活用しながら、多様な保育・教育ニーズに対応するための基盤確保を推進します。

- (g) 地域型保育事業など低年齢児のための保育基盤の確保に当たっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。
 - (h) 保護者の様々なニーズに対し、適切な保育・教育の利用につなげる利用者支援を推進します。
- b 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実を図ります。
- (a) 子どもの健やかな育ちを支え、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るため、一時預かりなど多様な保育・教育の場を確保します。また、各区に保育コンシェルジュを配置し、多様な保育・教育ニーズに対してきめ細かに相談、情報提供を行い、適切に利用へと結び付けます。
 - (b) 障害のある子どもへの保育・教育の場として、市立保育所や民間認可保育所、横浜保育室、幼稚園、認定こども園での積極的な受入れのための体制の充実や保育者の専門性の向上を図るとともに、特性や成長に合わせた支援を行います。
- c 放課後の居場所を充実させます。
- (a) 全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供し

ます。

- (b) 保育・教育基盤の充実に伴い増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させます。そのため、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。
- d 人材の確保、定着、育成及び質の維持・向上を進めます。
 - (a) 保育・教育の基盤となる人材を確保するため、県や他の指定都市、中核市と共に「かながわ保育士・保育所支援センター」を運営するほか、養成校への出張就職ガイダンスや私立保育所バス見学ツアー、潜在保育士向け就職面接会の開催、宿舍借り上げ支援等を実施します。併せて、認定こども園への円滑な移行促進のため、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を併有するための支援を行い、保育教諭の確保に取り組みます。また、人材の定着に向け、施設長等に対する働きやすい環境づくりに関する研修を実施します。
 - (b) 保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が仕事に対する誇りを持ち続け、専門性や実践力を高められるようにするため、人材育成研修を充実します。また、実践研究を進め、保育・教育における課題や目指すべき姿を明らかにしながら実践を積み重ねることによ

り、保育・教育の質の向上を目指します。そして、研究の成果を生かし、子どもの豊かな育ちにつなげます。

- (c) 「保育資源ネットワーク」を構築し、保育所、幼稚園、認定こども園等の職員が共に研究や研修を行うことで、それぞれの施設における保育・教育の質の維持・向上につながるようにしていきます。
- (d) 園における保育・教育の振り返りや子どもの育ちに関する改善がPDCAサイクルで行われるよう、保育・教育の本質を見つめ、子どもの育ちという観点からの自己評価、外部評価に取り組みます。
- (e) 小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていきます。子どもたちを巡る様々な課題は放課後児童育成事業においても同様であり、あらゆる場で切れ目のない支援を行っていきけるよう、子どもの育ちや児童の健全育成に関する専門的な知識と経験に対する研修等により、資質の向上を図ります。

e 本市における認定こども園の方向性

(a) 認定こども園について

保育所、幼稚園等のうち、「就学前の子どもに乳幼児期の保育・教育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、保育・教育を一体的に行う機能）」及び「地域における子育て

て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）」を備え、認可・認定基準を満たす施設は、「認定こども園」の認可・認定を受けることができます。

また、認定こども園には、4つの類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）が設けられています。

(b) 認定こども園の推進に関する基本方針

i 本計画では、本市の目指すべき姿として「未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」」を掲げるとともに、計画推進のための基本的な視点として、「子ども・青少年にとっての視点で支援を行う」こととしています。

ii 子どもたちの「主体性」、「志向性」、「関わる力」を伸ばしていくためには、乳幼児期における育ちの連続性が重要です。併せて、保育所、幼稚園、小学校の「違い」や「連続性・一貫性」を調和させながら、子どもたちの育ちと学びをつなぐための保育・教育を一層進めていく必要があります。

iii 認定こども園の主な特長として、「子どもが保

育・教育を一体的に受けられることに加え、仮に保護者の就労状況が変わったとしても（2号認定から1号認定に変更になった場合など）、受入枠に空きがある場合には、同一の施設に在籍することが可能であること」、「在園児の保護者の就労状況等の変化だけでなく、今後当面の間見込まれる保育に関する潜在ニーズの顕在化など、様々な保育・教育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができ、本市の保育・教育施策を長期的、安定的に進めていく上で効果的であること」、「子育て支援の機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実につながること」などが挙げられます。

- iv 現在、本市における幼稚園（休園の1園を除く281園）のうち、本市独自の預かり保育（就労要件があり、在園児を対象とした長時間保育）の認定園は170園（平成27年2月1日現在）となっています。新制度において、幼稚園は原則として1号認定の子どもが利用する施設であるため、現行の本市の預かり保育実施幼稚園が新制度上で取組を継続するには、幼稚園型認定こども園へ移行する必要があります。

併せて、最終的には3歳未満児の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園を目指すという視点も重要です。

- v 待機児童対策が本市における重要施策となっていることから、これまで幼稚園から認定こども園への移行支援に先行して取り組んできましたが、今後は、認定こども園の特長を踏まえ、保育所から認定こども園への移行支援についても検討します。
 - vi こうしたことを踏まえ、本市における保育・教育資源の柱の一つとして、認定こども園を推進するとともに、最終型として幼保連携型認定こども園への移行を目指すことを基本方針とします。
- (c) 本市における認定こども園の位置付け（役割、担う機能のあり方）
- i 認定こども園の位置付け
乳幼児期における育ちの連続性の確保や保育・教育ニーズへの柔軟な対応といった視点から、認定こども園は保護者の就労状況にとらわれない子どもの育ちの場として、本市の保育・教育施策を長期的、安定的に推進するための柱の一つに位置付けます。
 - ii 小規模保育等との連携
小規模保育等との連携について、認定こども園はモデル的に保育内容の支援、横浜保育室や小規模保育事業等の卒園児の優先的な受入枠の設定を行うこととします。連携に当たっては、3歳を境に子どもの環境が大きく変化すること等による、

未就学期の子どもの育ちへの影響についても十分に考慮し、研修等の充実なども視野に入れながら検討を進めることとします。

iii 認定こども園についての周知

認定こども園の推進に当たっては、利用者にとってより分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、その意義や役割、特徴について、本市として丁寧な周知、説明を行うことが重要です。

iv 幼保連携型認定こども園について

幼保連携型認定こども園について、次の方向性で進めることとします。

(i) 保育が必要な低年齢児の受入れ

現在、本市において需要が多い3歳未満児の受入枠の設定を促すこととします（設定が難しい場合は、3歳未満児の保育を実施する施設・事業との連携を義務付けます。）。

(ii) 子育て支援の機能

周辺の地域子育て支援拠点等をはじめ、地域の関係機関と連携し、子育て支援を行います。

併せて、子育て支援（一時預かりや親子の居場所、相談対応、情報提供、育児講座など）に関するニーズが高いことや新制度の施行に伴い、全ての認定こども園において、主に子育て支援を行う主幹保育教諭等が専任化されることなどを踏まえ、実施すべき子育て支援の事業数を

増やす（あるいは必須の事業を設ける）ことや子育て支援を実施する場（親子の居場所）を常設とすることなどにより、本市における子育て支援を充実します。

イ 基本施策 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

(ア) 現状と課題

a 子ども・青少年育成施策の必要性

(a) 子ども・青少年の育ちは、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであり、子ども・青少年の育成を考える上で、この育ちの連続性を視野に入れることが非常に重要です。

(b) 学齢期は、生きる力を育み、心身の調和がとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放課後等の活動を通じて社会性や自立性を身に付けられるようにしていくことが必要です。

(c) 一方、「第 2 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でも述べたように、世帯当たりの子どもの数の減少、単身世帯の増加といった家族のあり方の変化、地域での支え合いなどのつながりの希薄化、情報化社会の進展などにより、子ども・青少年が人とのつながりや支え合いの中で、自分のことを認めてくれる身近な人に出会い、自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。

(d) 自己肯定感の低下、他者とのつながりの希薄化、

居場所がないことなどのリスクが背景にあることから、ちょっとしたつまずきにより、困難な状況がより深刻化する危険性が高まっています。

- (e) いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、安心して過ごすことのできる環境の中で、自己肯定感を持ち、自分らしさを発揮し、社会で自らの生き方を切り拓いていく力を身に付けられるよう、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

b 地域活動の活性化や人材の育成

- (a) 学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率が低下傾向にあるなど、近年、子どもの体験活動の場や機会の減少が指摘されています。子ども・青少年が様々な体験活動を通じて、自ら成功や失敗、思いどおりにいかないことに向き合う経験を重ねたり、様々な文化、知識、考え方等に触れて興味、関心を広げたりすることで、自主性や自己選択力を育ていけるよう、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図る必要があります。
- (b) 子ども・青少年の育ちを支えるには、子ども・青少年育成に取り組む様々な関係機関や地域が連携して、子ども・青少年一人ひとりを理解し受け止めながら、継続して見守っていくことが重要です。そのため、子ども・青少年の育ちに関わる人々が子ども

たちに適切な支援を行えるよう、人材を育成していく必要があります。

- (c) 一方、子どもの育ちや青少年の社会参加を支援することは、地域における多世代交流や住民活動の活性化にもつながります。子ども・青少年の意見を大人が積極的に聞き、地域社会づくりに生かしていくことで、子どもも大人も暮らしやすく、活気にあふれるまちが生まれます。これまで以上に、小中学生・高校生等が地域の様々な活動に参加する機会を増やすことで、子ども・青少年の育成とまち全体の活力向上につなげていくことが望まれます。

(1) 施策の目標・方向性

- a 子ども・青少年が自らの生き方を考え、進路を選択する力が身に付けられる環境を整えます。
 - (a) 多様な人と関わり合うとともに、様々な活動、文化、自然などに触れる機会を増やし、子ども・青少年が豊かな体験を通して、自ら社会性や進路を選択する力を身に付けられる環境を整えます。
 - (b) 小学校就学後の学齢期においては、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした放課後等における遊び・異学年の交流の場が必要です。このため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携・協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
 - (c) 多様な人、様々な文化、知識、考え方、自然に触

れ、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できるよう、青少年関連施設、野外活動センター、プレイパーク等における活動機会、体験プログラム、日常的に体を動かす機会の拡充を図ります。

- (d) 青少年の成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、中学生・高校生世代を中心とした地域参画へのきっかけづくりや、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等を充実させていきます。
- b 子ども・青少年を取り巻く課題に対し、育ちの連続性を視野に入れ、社会全体で早期発見、早期支援に取り組めます。
 - (a) 青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校、区役所、家庭、身近な居場所、関係機関等のネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組めます。
 - (b) いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、困難を抱える子ども・青少年を取り巻く様々な課題に対し、学校、区役所、家庭、地域、関係機関等の連携による組織的な対応を図り、解決に向けて取り組めます。
 - (c) 放課後等においても、子どもの言動を十分理解し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校、区役所及び専門機関との連携を図ると

ともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

- c 子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、困難を乗り越えていけるよう支援します。

子ども・青少年の育ちは、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであるという視点を大切にしながら、子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、たとえ困難にぶつかったとしても、孤立することなく仲間や友人、周囲の大人たちの力を借りながら、一緒に解決し乗り越えていけるよう支援します。

ウ 基本施策 3 障害児への支援

(ア) 現状と課題

a 障害のある子どもを取り巻く状況

(a) 障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、子育ての不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気付き、子育ての力を高められるような支援が求められています。

(b) 本市における統計では、子どもの人口がほぼ横ばいで推移する中、障害のある子どもが増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのな

い発達障害児の増加が顕著になっています。その状態は多様で、支援の個別性が高いのが特徴と言えます。

- (c) 地域療育センターの新規利用児も増加しており、その約 7 割が発達障害児です。こうした状況に対応するため、平成22年度から主に知的に遅れのない発達障害児を対象にした集団療育を順次導入するとともに、平成25年度に 8 か所目の地域療育センターを開設しました。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていく見込みです。
- (d) 平成24年の児童福祉法改正で枠組みが再編・整備された障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。
- (e) 人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な在宅の重症心身障害児が増えています。また、重症心身障害児には該当しないものの、胃ろうなどの医療的ケアを必要とする障害児もいます。こうした多様化する医療ニーズに対応するための療養環境の整備が求められています。そして、重症心身障害児の在宅生活を支援する機能や安心して暮らせる生活の場が求められています。
- (f) 市内の障害児施設の中には、施設の老朽化への対応だけでなく、きめ細かな支援のために、個室化、ユニット化など生活環境の改善が必要になっている

施設があります。

b 療育と教育の連携

小学校入学を迎えるに当たって、環境の大きな変化により不安を抱く子どもや保護者が少なくありません。特に障害のある子どもは、変化に対し非常に敏感です。現在、平成21年度から平成26年度にかけて全校配置された小学校の児童支援専任教諭を中心に、近隣の幼・保・小連携による支援をつなぐ取組が丁寧に行われてきています。今後も、幼・保・小連携を更に充実させ、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が連携し、切れ目のない支援を行っていくことが大切です。

c 学齢期の障害児支援

(a) 本市の小中学校の在籍児童数は減少傾向にありますが、個別支援学級や特別支援学校の在籍者数は増えています。また、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、発達障害に関する教育相談件数も増えています。一般学級では、特別な支援を要する児童や生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況があります。こうした子どもたちの社会参加やその家族の安定した生活が実現できる支援や環境を整えることが求められています。

(b) 学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害児の新規診療、相談件数が増加しており、平成25年度に3か所目の学齢後期障害児支援事業所を開設しましたが、引き続き、体制確保が課題となってい

ます。また、就労など成人期を見据えた学校や地域での支援を行っていく必要があります。

- (c) 障害のある子どもたちにとっても、放課後、夏休みなどの長期休暇中は、普段の家庭生活や学校生活とは異なる経験を積んだり、体験を行ったりする絶好の機会です。学齢期の障害児が安心して、充実した余暇を過ごすことができる場の充実が必要です。

d 障害への理解促進

障害児の増加とともに、保育所、幼稚園、認定こども園等に通う発達障害児も増えています。子ども同士が共に生活する中で、互いを認め合い、共に育ち合うことができるように、保育や教育の場での取組が必要です。また、その子どもが暮らす地域においても、その一員として育つことができるよう障害への理解を図り、子どもが安心して成長できる環境をつくっていくことが大切です。とりわけ「分かりにくい障害」と言われる発達障害についての理解は、まだ十分とは言えない状況にあり、市民の理解を深めていく必要があります。

(i) 施策の目標・方向性

障害のある子どもたちが将来自ら選択した内容により自立生活を実現できるよう、「第3期横浜市障害者プラン」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」との連携を図り、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていく支援や成年期

を見通した乳幼児期、学齢期からの切れ目のない支援を推進します。

- a 地域療育センターを中心とした支援を充実します。
 - (a) 地域療育センターによる早期の支援につながるよう、センターにおける診療、相談、療育訓練の機能強化を図るとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園や並行して利用する地域訓練会、児童発達支援事業者等と連携した支援を充実させます。
 - (b) 地域療育センターを利用する保護者の不安に寄り添い、子育ての力を高める支援を実施します。
 - (c) 地域療育センターが連携の中心となり、未就学期の障害児の療育に関する事業を拡充します。
- b 療育と教育の連携による切れ目のない支援を進めます。
 - (a) 一人ひとりの子どもが安心して日々を過ごせるように、地域療育センターでの専門的な支援に加えて、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等の保育者や教員には障害に対する正しい知識の習得が求められます。各組織での研修を充実させるとともに、幼・保・小合同での研修を進め、切れ目のない支援を目指します。
 - (b) また、保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の連携を更に充実させ、子ども一人ひとりの育ちをつなぐために、小学校の児童支援専任教諭を中心として、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、地

域療育センター、特別支援学校、区役所等が連携し、支援をつなぐ取組を進めていきます。また、より良い連携が図れるように、幼・保・小連携推進地区事業での支援をつなぐ研究等を充実させ、市内に発信していきます。

- c 学齢障害児に対する支援を充実します。
 - (a) 小中学校等からの相談や研修依頼、子ども本人や保護者等からの相談に対応するために、地域療育センター、特別支援学校、通級指導教室等の担当者が専門性を活用して支援を行う機能（横浜型センター機能）の充実を図り、特別な支援が必要な子どもたちを的確に支援します。
 - (b) 学齢期の障害のある子どもたちが、放課後、夏休みなどにのびのびと過ごして療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービス事業所などの居場所を拡充するとともに、地域に開かれた運営を進め、サービスの質の向上を図ります。併せて、地域の子どもとして共に育つことを支えるため、放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における障害児の受入れを引き続き推進します。
 - (c) 学校と連携し、放課後児童育成事業のスタッフが、障害の特性や支援方法について研修を受講する機会を充実していきます。
 - (d) 学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制

を拡充します。

- (e) 送迎の長時間化や教室の狭あい化を解消し、教育環境や教育活動の充実を図るため、市立特別支援学校の再編整備を進めます。
- d 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化を進めます。
 - o
 - (a) 常に医療的ケアが必要な障害児の生活を支援する重症心身障害児施設や多機能型拠点の新規整備・再整備を行います。
 - (b) 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めます。
 - (c) 在宅障害児の多様化する医療ニーズに対応するための療養環境を整備します。
- e 市民の障害への理解を促進するための取組を進めます。

障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかな成長ができるように、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進め、共に地域で暮らす市民の障害への理解を促進します。そのため、乳幼児期、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や取組を進めるとともに、障害当事者、市民団体等による地域住民への啓発、交流の促進及び日頃の生活の中で関わることのできる

仕組みづくりに取り組みます。

エ 基本施策 4 若者の自立支援の充実

(7) 現状と課題

a 若者に対する自立支援の必要性

(a) 「横浜市子ども・若者実態調査」(平成24年度)によると、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態が少なくとも約8,000人、無業状態が約57,000人と推計されています。

(b) このひきこもりや無業状態の若者のうち、本市による自立支援につながっている若者は一部であり、これらの支援につながっていない若者をどのように支援につなげていくかが課題となっています。そのため、若者を適切な相談支援機関につないでいく仕組みづくり、学校(教育)と連携した社会(就労)への移行支援の強化などが必要です。

(c) 困難を抱える若者の心身の状況や、その状況に至るまでの社会・経済的な背景は多様かつ複雑であり、若者一人ひとりの状況に応じた段階的な支援が必要です。

(d) ひきこもりや無業状態が長く続くと、若者はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があるため、なるべく早期に支援を行う必要があります。特に、生活保護を受けていたり、経済的に困窮していたりするなど養育環境における課題があり、支援が必要な家庭で育つ小中学生等に対し、

生活支援、学習支援等を実施することにより将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることが必要です。

(e) さらに、若者支援団体や相談機関による支援がより充実したものとなるよう、支援の内容や手法の共有を行うなど、連携を強化していく必要があります。特に、方面別に設置された地域ユースプラザが地域の関係機関及び区役所との連携、地域とのネットワークづくりを更に強化して、困難を抱える若者に対して包括的な支援を提供していく必要があります。

(f) 若者サポートステーションの利用者の中には、経済的困窮状態にあつたり、福祉や医療に関する支援が必要であつたりするなど、複合的な課題を抱える若者も多く存在します。支援を必要としながら、これまで若者サポートステーションにつながってこなかった若者への対応を含め、一人ひとりの状況に配慮したきめ細かい支援を提供するため、相談体制を充実させていく必要があります。

(g) 困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるよう、段階的で多様なセミナー、社会体験、職業訓練を提供していく必要があります。特に、長期にわたってひきこもり状態にあるなど生活習慣の改善が必要な若者について、社会性を身に付けるための体験機会の提供、共同生活を通じた生活リズム

の立て直しなどの支援を行っていく必要があります。

b 社会的な支援のための環境整備の必要性

(a) 社会的な支援を受けながら働き続けることができる環境づくりのため、地域や企業の理解を得ながら、若者が主体的に活動できる場を増やしていく必要があります。

(b) 若者がそれぞれの状況に応じて、自立に向けてステップアップできるような支援を充実するため、就労体験、就労訓練の受入れなど、困難を抱える若者への支援について理解、協力を企業等に求めていく必要があります。

(i) 施策の目標・方向性

a 若者自立支援機関による相談支援を充実します。

(a) 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について、総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた継続的な支援を行っていきます。また、若者支援の中核機関として、関係機関や区との連携をより一層強化し、きめ細かく切れ目のない支援を行うための体制を充実させていきます。

(b) 地域ユースプラザでは、ひきこもりなど様々な困難を抱える若者に対する居場所の提供を中心に、第一次的な相談や社会体験プログラムを実施していき

ます。また、地域で若者の支援活動を行っている団体や区と連携し、地域における包括的な支援ネットワークを構築していきます。

- (c) 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、就労に向けた相談への対応や若者一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、他の就労支援機関と連携しながら継続的な支援を行っていきます。
- b 様々な社会資源の連携を図り、困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるような支援に取り組みます。
 - (a) 若者自立支援機関による困難を抱える若者一人ひとりの状況に応じた段階的な相談への対応や支援を行うとともに、生活習慣の改善に向けた支援が必要な若者に対しては、よこはま型若者自立塾による共同生活を通じた訓練の提供を充実させていきます。
 - (b) 若者自立支援機関を中心に、関係機関、地域、学校、企業等との連携を更に強化し、困難を抱える若者に対する就労や自立に向けた支援に取り組んでいきます。
 - (c) 青少年相談センターでは、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に、若者の様々な問題や若者支援についての理解を深めるとともに、より適切な支援へつなげていくことを目的とした研修を行い、本市全体の支援者のスキルアップを図ります。また、

地域ユースプラザでは、地域で若者の支援活動を行っている団体や区を対象に連絡会・研修会を実施し、地域における若者の自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。

- c 子ども一人ひとりが、家庭の状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

生活困窮状態など支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、生活支援、学習支援等を充実させます。

- d 子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。

- (a) 青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校、区役所、家庭、身近な居場所、関係機関等のネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実させるとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

- (b) 困難を抱える若者や保護者の方が、自ら相談への一歩を踏み出すのが難しい状況にあることから、学校、区役所など、市民に身近な施設等を通じて支援につなげることが重要です。そのため、市民に身近な区役所等において、困難を抱える若者等がいる家庭と関わりがあった際に、スムーズに支援機関につ

なげられるよう、市職員の研修等を強化していきま
す。

(2) 施策分野 2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと
思える環境をつくる

ア 基本施策 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支
援の充実

(ア) 現状と課題

a 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発と相談支
援

(a) 結婚年齢の上昇等に伴い、35歳以上の高年齢で妊
娠・出産する方の増加が続いています。「横浜市保
健統計年報」によると、35歳以上の高齢出産の割合
は、平成15年では17.8パーセントであったものが、
平成24年には約32.0パーセントまで上昇し、出産す
る女性の3人に1人が高年齢で妊娠・出産していま
す。年齢が高くなるほど、妊娠・出産に至る確率が
低下し、妊娠・出産に伴う健康リスクが高くなる傾
向が明らかになっています。また、特定不妊治療（
体外受精・顕微授精）を受ける方の数は年々増加し
ています。

(b) このため、希望する妊娠・出産を実現できるよう
、若い世代の男女に対して妊娠・出産に適した時期
があり、それを踏まえたライフプランを考えること
など、妊娠・出産に関する正確な情報が的確に提供
される必要があります。さらに、妊娠・出産に悩む

方が地域で気軽に相談できるよう、不妊や不育に関する相談支援を充実させる必要があります。

(c) 併せて、予期しない妊娠、若年妊娠など、周囲に相談しにくい妊娠・出産の悩みを受け、適切なアドバイスや支援につなげる相談窓口・体制の整備が求められています。

b 妊娠中から産後の切れ目のない支援

(a) 結婚・出産年齢の上昇傾向に伴い、親になる世代は10歳代から40歳代までと幅広くなっています。35歳以上の出産割合が3割を超える中、これまで子育てを支えてきた、子育て世代の親も高齢化しており、子育て世代の高齢化に対応した支援が課題となっています。

(b) 本市調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことの無い親が4人のうち3人を占めています。このため、青少年に対して、子育て中の母親と乳幼児との触れ合いを通して命の尊さや子どもを産み育てることの素晴らしさを体験できる機会を提供すること、妊娠中から産後の子育てについてイメージを持ち、産後の家事・育児の準備ができるよう支援することが課題となっています。

(c) 妊娠中や出産後半年くらいまでの間に、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなったりする人が微増傾向にあります。親自身が子育てについて必要

な知識や技術を学ぶ場を提供したり、産前産後の育児不安や負担が生じやすい時期に保健師、助産師等の専門職による支援や子育て関係者・関係機関と連携した支援に取り組んだりすることが必要です。併せて、家事・育児のサポートなどを行うことで、子育ての負担を軽減し、安定した生活が送れるよう支援を充実させる必要があります。

- (d) 産後うつ病の発症頻度に関する複数の報告では、産後うつ病の発症者は産婦の 1 割を超えるとされており、発症した場合は母親の健康状態だけでなく、育児や子どもの成長・発達に影響を与える可能性があるため、早期発見、早期支援が課題となっています。
- (e) 未婚や若年で妊娠・出産した方、低出生体重児や疾病・障害のある子どもを育てる家庭に寄り添いながら、子どもの成長発達を支援することが求められています。
- (f) 併せて、妊娠・出産、更年期など女性特有の生涯にわたる健康問題を気軽に相談できるよう、対応を充実させる必要があります。

c 産科・周産期医療、小児医療の充実

- (a) 小児科については、医師確保が困難なことを理由に救急を休止する病院があります。産科については、夜間の対応が困難であることや、医師の高齢化により分娩の取扱いを休止する医療機関があります。

また、分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、周産期救急医療を担う病院において、正常出産を含む分娩が集中する傾向にあり、病院勤務医の負担が一層増大するなど、医師確保の支援や産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。

- (b) なお、分娩を取り扱う施設の予約状況はホームページで情報提供されており、妊娠が判明する時期における分娩予約は可能な状況となっています。
- (c) 多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に対するニーズは高い状況です。小児救急医療機関の適正利用、子どもが病気のときの適切な対応等について、引き続き家庭向けに情報提供していくとともに、小児救急医療体制の安定的な運用を行うことが求められています。
- (d) 平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。それに伴い、「ダウン症候群」、「もやもや病」など新たに107の疾病が助成の対象となり、国の定める基準を満たした場合、医療費の給付を受けることができるようになりました。

(1) 施策の目標・方向性

- a 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び妊娠・出産に関する相談体制の整備を進めます。

- (a) 希望する妊娠・出産を実現できるよう、思春期から妊娠や不妊、出産に関する正しい知識を広く普及させ、啓発を進めます。
 - (b) 妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。
 - (c) 様々な事情による予期せぬ妊娠等に関する問題を気軽に相談できるよう、「妊娠SOS相談窓口」（仮称）を設置し、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止めながら、妊娠から出産に至るまでの切れ目のない相談支援を進めます。
 - (d) 妊娠中から産後までの心身の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠届出時に看護職による面接・相談が受けられる体制を充実させ、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。
- b 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療を充実させます。
- (a) 安心して出産できる環境を確保するため、医療機関における産科病床の増床や助産所の設置等と併せて、産婦人科の医師確保について支援を行います。
 - (b) 母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や妊婦歯科健康診査を行うとともに、受診勧奨を行います。

- (c) 看護師による適切な対応方法や急病時に受診可能な医療機関を案内する、小児救急電話相談などの相談体制を確保します。
 - (d) 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。
- c 親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。
- (a) 出産前から赤ちゃんのいる生活を想定し、産後の家事・育児の準備ができるよう両親教室等を充実させます。
 - (b) 保健師等の専門職による妊産婦、新生児、未熟児等を対象とした訪問指導、養育の支援を必要とする家庭に対する育児支援家庭訪問を充実させます。
 - (c) 民生委員・児童委員などの地域の訪問員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を充実させ、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援するとともに、地域で子育てしやすいまちづくりを推進します。
- d 産前産後のケアを充実させます。
- (a) 初めての子どもを育てる家庭等に対して、保健師、助産師等の専門職による母と子の健康状態や育児に関する不安・悩みの相談など、家族への支援を行う新生児訪問を充実させます。
 - (b) 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時

期に、家事・育児の負担を軽減するため、ヘルパーを派遣し、子育て家庭を支援します。

(c) 心身共に不安定になりやすい出産直後の母子へのケア等を行う産後母子ケア事業に取り組み、乳幼児との関わりを具体的に支援することで、育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

e 産後うつの早期発見、早期支援に取り組みます。

(a) 周産期医療機関と連携することで、育児に影響を及ぼす産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みをつくりまします。

(b) 産後うつに関する理解を促すため、妊婦やその配偶者等に対して、うつ病の知識、気づき方、対処方法などの普及啓発を進めます。

イ 基本施策 6 地域における子育て支援の充実

(7) 現状と課題

a 地域での子育て支援の場・機会の必要性

(a) 「第 2 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でも述べたように、家庭、地域、社会の状況、意識などが大きく変化している中で、親が親として学び、育つ場や機会の充実が求められています。本市調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことのない親が 4 人のうち 3 人を占めており、少子化や核家族化が進む中で、乳幼児をあやしたり、触れ合ったりすることの楽しさや世話の仕方、成長過程などを知る機

会が十分でないまま、子育てを始める家庭が多くなっています。

- (b) 子育ての不安や困難は、誰もが一度は抱えるものであり、決して特別なことではありません。本市調査においても、妊娠中から現在まで、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることについて、「あった」と回答した人の割合（「よくあった」及び「時々あった」の合計）が、「妊娠中」では56.5パーセント、「出産後半年くらい」では74.6パーセント、「現在」においても60.9パーセントに及んでおり、5年前の調査結果と比べると、「よくあった」と回答した人の割合がやや増えています。子育ての不安や悩みを軽減・解消するための相談等の支援の充実が求められています。
- (c) 子育てをしていて感じる悩みの中には、子どもの健康や発育に関することなど、専門家への相談を通じて正しい知識を得る必要があるものもあれば、子どもとの過ごし方や遊び方など、子育て経験者や子育て中の親子との交流を通じて解決策が得られるものもあります。本市調査においても、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートで重要だと思うものについては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」、「親のリフレッシュの場や機会の提供」、「子育て中の親同士の仲間づくり」、「親の不安や悩みの相談」の順で割合が高く、地域にお

ける親子の居場所へのニーズの高さがうかがえます。

- (d) 一方、親子の居場所の機能を持つ「地域子育て支援拠点」や「親と子のつどいの広場」を利用していない理由としては、「保育所や幼稚園などを、定期的に利用している」という回答を除くと、「家から遠い」と回答した割合が最も高い状況（地域子育て支援拠点26.8パーセント、親と子のつどいの広場23.6パーセント）であり、更なる親子の居場所の拡充が必要です。

b 地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくり

- (a) 地域全体で子育て家庭を支えていくためには、地域の全ての住民に対して、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけ、関心を持ってもらい、具体的な行動を促していくことが必要です。

子育て支援が必要なのは、単に保護者の負担や不安を軽減するためだけではなく、保護者がゆとりを持って子育てをすることが子ども自身の成長・発達に大きく影響するためです。やがて地域を支えていく次世代を共に育てるという視点での地域への働きかけが重要です。

- (b) 子育ての支え合いの関係が地域の中で循環し、継続することも重要です。支えられる側の保護者が子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるように

働きかけていくことが、温かな地域をつくっていくことにつながります。

- (c) 中学生・高校生など今後親になる世代や、妊娠期の女性とそのパートナー（プレママ・プレパパ）など子育てをこれから始める人が、子育ての具体的なイメージを持ち、実践的な知恵・技術を身に付けられるよう、子育て中の親子と触れ合う体験を持つ機会や学校等と連携して学ぶ機会を充実させることが必要です。

c 多様な預かりニーズへの対応

本市調査では、子育てで負担に思うこととして、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる体の疲れが大きい」、「子どもから目が離せないので気が休まらない」などを挙げる人の割合が高い一方で、日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる人の割合は27.4パーセントにとどまり、緊急時でさえも預かってもらえる親族や知人がいないという人の割合が16.6パーセントとなっています。保護者の負担を減らし、ゆとりを持って子育てに向き合ってもらうことで、保護者が子育ての楽しさや喜びを感じることができ、子どもにとってもより良い育ちにつながるため、リフレッシュ等で一時的に子どもを預けることができる場の充実が求められています。

- d 子育て支援制度が多様化する中での個々の家庭状況やニーズに応じた利用者支援の充実

新制度では、多様な保育・教育施設や事業等が充実されることに伴い、子育て家庭が家庭状況や個別のニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、市町村が情報提供や相談などの支援を行うこととされています。また、地域の子育て支援に関係する機関・団体・活動者と連携し、地域のネットワークを生かして、必要な支援につなげていくことが求められています。

(1) 施策の目標・方向性

a 親子が共に様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会の充実を図ります。

(a) 子どもや子育て中の保護者が安心できる場で当事者同士や地域の多様な人と交流することは、子育ての不安や悩みを軽減するなど、人や地域との関わりの中で子どもや親の育ちを支えるとともに、保護者が子どもと向き合い、楽しく豊かに子育てができることにつながります。そのため、親子の居場所の拡充を図るとともに、親子の居場所の認知度を高め、一層の利用を促進するためのPR活動を積極的に展開します。また、プレママ・プレパパや子ども連れの父親が親子の居場所を利用するきっかけづくりを更に進め、日常的な利用を促進します。

(b) 家庭において、子育てを共に楽しみ、子どもの成長を喜び合い、家族の関係性が豊かになるよう、親子が集まる場や機会を活用して、父親や祖父母向け

の講座やサークル等の活動への支援の充実を図ります。

(c) 親子が集まる場や機会を活用して、中学生・高校生など今後親になる世代や、プレママ・プレパパなど子育てをこれから始める人が、子育て中の親子と触れ合うことのできる体験の場や機会の充実を図ります。

b 子育てを温かく見守り、地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくりを進めます。

(a) 子育ての現状や子育て支援の必要性を地域の全ての住民が理解できるよう、様々な機会や手法により働きかけ、地域全体で子育て中の親子の存在を意識し、関心を持つ雰囲気づくりや、いざというときの声掛け・手助けなどの見守り活動につなげます。

(b) 子育て支援に関わる人材の発掘・育成や地域の子育て支援の連携及びネットワーク化を進めることで、身近な地域での子育て支援を活性化し、担い手を支える仕組みづくりに取り組みます。また、子育てサークルなどで活動している子育て家庭と地域をつなぐなど、子育て家庭が子育て支援や地域活動の次の担い手となるような取組を進めます。

(c) 子育て支援に関わる支援者を対象に、対人支援スキル、子育て支援の制度や施設に対する幅広い知識、子どもの安全や育ちに関する知識など、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図るための研修等を

行い、地域における子育て支援の質の確保・向上に取り組めます。

c 一時的に子どもを預けることができる場の拡充を図るとともに、市民同士での預かり合いを推進します。

(a) 子育て中の保護者がリフレッシュできるよう、一時預かりの場の拡充を図るとともに、一時預かりの利用を通じて寄せられる子育ての相談に対応するため、地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場等の地域に身近な相談場所や行政機関等との連携を進めます。

(b) 地域における市民同士での子どもの預かり合いを推進するための「横浜子育てサポートシステム」について、区支部事務局の機能強化、提供会員の更なる増加に向けた取組を進めていきます。

d 親子の個別ニーズに応じて、必要な施設・制度を円滑に利用できるよう支援します。

親子の個別ニーズを把握し、その状況に応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談、援助、助言などを行う利用者支援を新たに地域子育て支援拠点で行います。

ウ 基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援及び配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

(ア) 現状と課題

a ひとり親家庭の生活状況

- (a) 「平成22年国勢調査」による推計では、市内のひとり親家庭は28,877世帯、うち、母子家庭が24,311世帯、父子家庭が4,566世帯となっています。
 - (b) ひとり親は、一人で生計の維持と子育てを担っており、仕事と子育ての両立を図ることに苦勞しており、母子家庭の約4割が児童扶養手当、養育費等を含む年間の総収入で300万円未満にとどまり、多くの方が「生活費が不足している」と考えています。
 - (c) 母子家庭の84.7パーセント、父子家庭の90.5パーセントが就労していますが、母子家庭では非正規での就労が50パーセントを超えており、就職してもパートや嘱託等の不安定な雇用条件で働いていることが多いことから、安定した収入を得るためには、自立に向けた就業支援が重要です。
- b ひとり親家庭への総合的な自立支援の必要性
- (a) ひとり親家庭の自立した生活のためには、親が安定した仕事に就くことで家庭の生計維持ができ、子どもが心身共に健やかに成長することが望まれます。一方、ひとり親家庭が置かれている状況は、就業形態のほか、子どもの年齢、疾病・障害、親の健康状態等によって様々な課題があり、こうした就業以前の課題にも対応していく必要があります。
 - (b) 就業意欲について、「今すぐ働きたいが働いていない理由」は、「時間について条件のあう仕事がない」(56.8パーセント)、「仕事に必要な専門知識

や資格がない」(38.6パーセント)の割合が高くなっています。また、「今は働けないが、どのような状況になれば働けるようになるか」との質問には、「自分の問題(健康など)が解決したら」(63.6パーセント)、「子どもの問題(健康など)が解決したら」(18.2パーセント)、「仕事に必要な技能や資格を身につけたら」(18.2パーセント)の割合が高くなっており、就業条件や資格の有無だけでなく、親や子の健康状態などに起因する課題もあります。

(c) 一方、福祉制度の認知状況として、区役所や児童相談所などの相談窓口の認知度は高いものの、就労支援事業など各種制度の認知が低い状況であり、ひとり親に対する情報提供のあり方も課題になっています。

(d) このため、生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援も含めた総合的な自立支援を推進する必要があります。支援制度に関する効果的な情報提供や相談しやすい窓口の設置により、個々の家庭の状況に応じた適切な機関へつなぐ取組などが求められています。

c 配偶者等からの暴力(DV)の被害状況

(a) 配偶者等からの暴力(以下「DV」といいます。)
)とは、身体的暴力(殴る、蹴る、物を投げつける

など）、精神的暴力（人格を否定するような暴言、交友関係の制限、携帯電話のチェックや監視、脅迫など）、性的暴力（性的な行為の強要、避妊に協力しない、無理やりポルノを見せるなど）、経済的暴力（生活費をもらえない、無断で借金を重ね責任をとらされるなど）をいいます。

- (b) 全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数や、警察における暴力相談等の対応件数は増加しており、被害者の多くが女性です。また、各都道府県に設置されている婦人相談所には、暴力の被害等により一時保護される女性に伴って家族も保護されていますが、同伴家族の約98パーセントが18歳未満の子どもです（平成24年度）。
- (c) 横浜市DV相談支援センターにおけるDVに関する専用電話の相談者の多くが女性となっています。
- (d) DVがある家庭の中で育った子どもは、家庭内の混乱に巻き込まれており、暴力行為の目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育にとどまらず、直接的に暴力行為に当たる言動を受けていることも少なくありません。これらの影響から、情緒や行動の面で問題を抱えていることも多く、個別かつ専門的なケアが必要です。
- (e) DV被害を受けた人が安心して生活するための支援は、暴力の影響から回復するための精神的・心理的支援、生活費等の金銭的な支援、就業の支援、住

居の確保など、配偶者暴力相談支援センター（本市では、横浜市DV相談支援センター）や関係機関が連携し、総合的に支援をすることが必要です。

(f) 深刻な被害の防止と暴力の根絶のためには、加害者更生のための支援や、若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの取組の充実が求められています。

(i) 施策の目標・方向性

a ひとり親家庭への総合的な自立支援を行います。

ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

b DV被害の防止に向けて、相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進、啓発等に取り組みます。

(a) DV被害の防止に向けて、横浜市DV相談支援センター等による相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進や、効果的な広報・啓発等に取り組みます。

(b) 加害者更生プログラムを実施している民間団体への運営費補助を通じて、DV加害者が更生するための支援を行います。

(c) 暴力の根絶に向けて、若い世代からの啓発を強化し、中学生・高校生をはじめとする若者向けデート

DV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を実施します。

- c DV被害者等の相談・支援及び自立支援を行います。

横浜市DV相談支援センターにおいて、DV被害者等の相談・支援を行うとともに、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

- d 女性緊急一時保護の受入先を確保するとともに、母子生活支援施設において居住場所を提供します。

DVからの緊急避難が必要な母子を保護する母子生活支援施設や、緊急一時保護受入先（シェルター）等の受入体制を確保し、将来の安定した生活に向けた相談や生活訓練などの支援に取り組みます。

- (3) 施策分野 3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

- ア 基本施策 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- (ア) 現状と課題

- a 児童虐待対策

- (a) 本市における平成25年度の児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数は4,209件、そのうち新たに把握した児童虐待件数は1,159件で、いずれも過去最多の件数になっています。

- (b) 本市において、児童虐待による死亡事例や重篤事例が発生しており、区役所と児童相談所がそれぞれ

の役割を果たし、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が求められています。

- (c) さらに、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、医療機関、警察、地域子育て支援拠点、横浜型児童家庭支援センター、地域関係者等のネットワークの強化が求められています。
- (d) 急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応し、その後の適切な支援を行える体制の充実と、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い人材の育成が必要となっています。
- (e) 乳児期から学齢期までの居所不明児の早期把握が新たな課題となっています。
- (f) 「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定により、地域や関係機関と連携した児童虐待防止対策の更なる強化が求められています。
- (g) 子ども自身に、一人の人間として大切にされ守られる権利があること、必要なときは助けを求めることができることを社会全体で伝えていくことが必要です。
- (h) 増加している児童虐待の早期発見、早期対応及び居所不明児への的確な対応が課題となっている中で、様々な困難に直面した子どもの状況に応じて、これまで以上に学校、区役所、児童相談所等の関係機関が連携し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び切れ目のない支援が求められています。

(i) 児童虐待の未然防止や重篤化防止のため、親の不安の軽減や妊娠期からの予防的支援の充実が求められています。さらに、支援が必要な養育者（父母を含む児童を養育する一切の者）への効果的な在宅支援策の検討が必要です。

b 児童養護施設等の状況

(a) 本市で把握している児童虐待件数は年々増加しているとともに、虐待の背景が多様化し、養育の課題も複雑化しています。このような状況の下、児童養護施設等での支援が必要な児童が増え続けていますが、施設における児童の受入能力が十分であるとは言えない状況です。

(b) さらに、本市はこれまで児童相談所一時保護所の整備を推進し、迅速な一時保護に努めてきましたが、一時保護所を退所した児童を受け入れる児童養護施設等が常に満員状態であるため、一時保護所での入所期間が長期化し、通学できないなど不安定な状況に置かれています。

(c) これらの児童を受け入れるために、新たな施設の整備を進める必要があります。また、耐震基準を満たさない施設、経年劣化や損傷が発生している施設、居住スペース等が現在の生活様式とかけ離れた環境となっている施設の改修や再整備が必要となっています。

(d) 家庭的な生活の経験が少ない児童に対して、より

家庭的な環境である少人数、小規模な環境での養育を提供するとともに、複雑な事情を抱えた児童への対応を行うための施設機能の強化を図る必要があります。

c 家庭的養護の推進

(a) 社会的養護においては、児童養護施設等が担う施設養護だけでなく、家庭に児童を迎え入れて養育を行う、家庭養護が必要となっています。しかし、本市では家庭養護の担い手である里親・ファミリーホームなどがいまだ十分ではないため、今後家庭養護を担う人材の育成等に取り組む必要があります。

(b) 施設においても、養育単位の少人数化（小規模化）を進め、家庭的養護を充実させることが必要です。そのために、人員体制の強化とともに、施設職員のスキルアップや職種に応じた専門性の向上を図る必要があります。

d 横浜型児童家庭支援センターによる在宅支援

(a) 児童虐待対応件数は年々増加し、一時保護する児童の件数も増加している状況で、地域では親の養育力の低下や疾病等の理由で育児不安となり、安定した生活を送ることのできない家庭が多く存在しています。

(b) 養育に課題を抱える家庭が増加し、深刻で複雑な事例も増えているにもかかわらず、その支援メニューは相談とホームヘルプのみで、在宅生活を支える

サービスとして十分とは言えません。また、児童相談所や区役所の人的体制では、きめ細かな在宅支援が困難な状況になっています。

(c) 児童虐待や不適切養育につながる恐れのある家庭が、地域で安定した生活を送るためには、区役所や児童相談所の求めに応じ、横浜型児童家庭支援センターが連携して、情報や方針を共有しながら、地域密着型の専門的な支援体制を全市で展開していく必要があります。

(d) 平成22年度から横浜型児童家庭支援センターの設置を進めていますが（平成25年度末現在6か所）、設置場所が偏在しているほか、既存の横浜型児童家庭支援センターについて、立地上の問題や認知度が低いこと、区役所との連携が不十分であることなどから、機能を生かせていない点を改善することも併せて求められています。

e 自立支援とアフターケア

(a) 児童養護施設等の児童は、原則として18歳を経過したときに施設等を退所します。しかし、退所後に家族による支援が得られない場合が多く、経済的な困難や精神的な不安、社会的な孤立をもたらし、様々な問題に発展してしまうことが少なくありません。

(b) このため、入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学への支援、情報提供、生活相談等

、安定した生活を送るための様々な支援を提供する
必要があります。

(1) 施策の目標・方向性

a 児童虐待対策を総合的に進めます。

(a) 「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定を踏まえ、広報・啓発、関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域におけるネットワークづくり、居所不明児把握の調査体制の強化や情報共有の仕組みづくりなど、総合的な児童虐待防止対策を更に推進します。

(b) 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、早期発見、早期対応を図るとともに、関係機関との連携を強化し支援体制を充実させます。

(c) 急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応するため、内容によって区役所が調査を行うなど、連携して初期対応にあたります。

(d) 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、医療機関、警察、地域子育て支援拠点、横浜型児童家庭支援センター、地域関係者等のネットワークを更に強化し、要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図ります。

(e) 子どもに優しいまちを目指し、子どもが虐げられることがないように、地域と連携した広報・啓発を

幅広く実施することで、児童虐待防止に対する市民意識の醸成を図ります。また、子ども自身が、虐待から守られる権利があることや、自分から相談する場所があることを知ることができるよう、各関係機関と協力し、直接子どもを対象とした啓発活動も併せて実施します。

b 児童養護施設等の整備、養育環境の充実、老朽化等に対応します。

(a) 家庭での養育が困難な子どもが、落ち着いた環境の中で個々に応じた養育を受けることができるよう児童養護施設等の整備を推進します。特に、児童養護施設が不足している市北部での整備に向けて検討を進めていきます。

(b) 施設入所が難しくなっている高年齢児の受入れが円滑に行われるよう居室の個室化など養育環境の充実を図ります。また、既存の施設においても、家庭的な居住環境を整えるための養育単位の小規模化・ユニット化に向けた整備等を進めていきます。

(c) 建物の計画的な修繕・補修を促進することで、建物の品質の維持と総合的なコストの縮減、長寿命化を図っていきます。

c 里親等による養育支援を進めます。

(a) 家庭における養育が困難な子どもを養育する環境を充実させ、速やかに一時保護から安定した環境での生活に移行できるようにするため、施設の整備に

加えて、より家庭的な環境での養育が可能な里親やファミリーホームの活用を積極的に進めます。

- (b) 児童養護施設等の入所児童を対象とした親子関係に関する治療・教育的プログラムの活用のほか、児童養護施設、横浜型児童家庭支援センター等と定期的な協議を行うなどの連携により、里親等の家庭支援を担う人材の育成を図ります。
- d 横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。
 - (a) 養育者への負担の軽減や児童虐待を未然に防止できるよう見守り機能を強化した、横浜型児童家庭支援センターの全市的な展開を推進します。センターでは、区役所や地域の関係機関との連携を深め、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、養育支援が必要な家庭に対して専門的な相談、子どもの短期間の預かりや一時的な預かりなどきめ細かなサービスの提供を行います。
 - (b) さらに、横浜型児童家庭支援センターでは、家庭的養護を担っている里親やファミリーホームに対し、相談に応じたり、専門的立場から必要なアドバイスを行ったりするなど支援を進めていきます。
- e 施設退所に向けた自立支援・アフターケアの強化を図ります。
 - (a) 施設等の退所後に自立に向けた支援強化を図るため、自動車運転免許証や資格取得、進学支援、生活スキルに係る支援など支援メニューを充実させてい

きます。

- (b) 施設等の退所後も、自立生活の基盤である住まいの確保に向けた支援、進学費の支援、生活相談などアフターケアメニューを充実させることにより、社会的・経済的に自立できるよう支援していきます。

イ 基本施策 9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切に にするまちづくりの推進

(ア) 現状と課題

a ワーク・ライフ・バランスの推進

- (a) 夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女が共に働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。
- (b) 子どもにとって睡眠や食事などの生活リズムは、脳や体、心の発達にとって非常に大切なものです。特に、発達の著しい乳幼児期に生活リズムを整えることは、子どもの成長を支える上で重要なことです。親のワーク・ライフ・バランスを大切に考え、子育てしやすい環境づくりを進めることは、子どもの発達にとっても重要と言えます。そうした意味でも、ワーク・ライフ・バランスの取組を今後一層推進していく必要があります。
- (c) 市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深めることができるよう広く普及啓発を図るとともに、多様な働き方にも対応できる、

仕事と子育ての両立実践の具体的なきっかけづくりや、身近な体験の場の提供が必要です。

- (d) 企業にとっては、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいため、取組への動機付けが難しい状況にあります。企業の形態や課題に合わせ、具体的な働きかけを継続的に行い、取組を広げていく必要があります。

また、職場の雰囲気づくりや意識改革など、育児休業制度等の支援制度を活用しやすい環境づくりを進めることも重要です。

- (e) 男女共に働きやすい環境づくりに積極的に取り組む事業所へのインセンティブの充実や、優良事例を普及させるなどの啓発活動の強化が必要です。
- (f) ワーク・ライフ・バランスの推進は、普及啓発や企業の取組支援などの市としての取組だけでは不十分です。市民や企業に対する取組を継続することに加え、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるような雇用環境の整備などについて、国に対して働きかけをしていくことも必要です。
- (g) ヨーロッパの一部の国においては、従来からの経済的支援に加えて、保育と育児休業制度の充実、ワ

ークシェアリングによるパートタイム労働のための基盤整備など、仕事と家庭生活の両立支援へ取り組んだ結果、近年、出生率が回復しています。

b 子どもを大切にする社会的な機運の醸成

- (a) 少子化の進展や地域のつながりが希薄化する中、子育てについて不安や負担、孤立感を感じる子育て家庭が多くなっています。一方、公園で遊ぶ子どもの声、保育所・幼稚園などから聞こえる子どもの遊ぶ声や楽器の音が気になる、といった意見も寄せられています。また、子育てをしている保護者の中には、周囲への気遣いや配慮に対する感謝の気持ちを伝えることをせず、周囲に対して不快な感情を与えてしまう例もあります。

周囲が子どもや保護者に温かいまなざしを向けること、それに対して保護者が感謝の気持ちを伝えることなど、お互いに相手を思いやることで生まれる温かな関係は、子どもにとって心豊かに育つ環境となります。子育ての喜びを社会で共有し、子育てを見守る側も、子どもを育てる側も、全ての人がそうした温かい環境をつくりながら、社会全体で子どもを大切にする機運を醸成していくことが必要です。

- (b) 子ども同士で遊び、様々な体験をすることは、子どもたちが成長していく上で非常に重要なことです。子どもが豊かな感性を磨くことのできる地域環境を周囲の大人が皆でつくっていきけるよう、地域の子

どもたちの顔が分かる関係づくりを進め、地域コミュニティを醸成させていく必要があります。

- (c) 本市調査では、子育てで負担に感じることで、「子育てによる身体の疲れが大きい」ことや「自分の自由な時間が持てない」ことなどが挙げられています。核家族化や共働き世帯の増加など家族のあり方も大きく変化している中で、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもに向き合えるよう、様々な子育て支援の場や保護者のリフレッシュの機会などを充実させるとともに、子育て家庭が置かれている環境の変化や負担感について、広く市民に周知・啓発していく必要があります。

c 安全・安心のまちづくり

- (a) 低年齢児の不慮の事故を未然に防ぐには、子どもの身の回りについて常に注意を払うことが大切です。そのためには、様々な場面をとらえて啓発を行うなど、子どもの事故予防に対する意識を高める取組が求められています。また、犯罪や有害環境から子ども・青少年を守るための取組を社会全体で進めていくことが重要です。
- (b) 妊婦や親子が安心して外出できる環境づくりに向けて、交通機関や道路、施設、店舗等、まちのバリアフリー化が大きな課題となっています。「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」（一般財団法人こども未来財団、平成23年）によると、「外

出時にうれしかった体験」として、「子どもをあやしてくれた、話しかけてくれた」、「バスや電車で席を譲ってくれた」が上位に挙がるなど、まちの中で受ける配慮や手助けが子育てをする上で大きな支援につながるということが分かります。

公共施設や公共交通機関、建築物等の物理面のバリアフリー化を進めるとともに、子どもや子育てに対する社会的な意識改革、周囲の人の理解などソフト面でのバリアフリー化を進め、子育て家庭が安心して子育てできるまちづくりを推進することが求められています。

- (c) 小学校では、地域の方々に構成される「学援隊」による子どもの見守りが浸透してきました。「学援隊」による活動は、子どもの登下校の際の安全・安心のために、非常に重要な役割を果たしています。また、「学援隊」の人々との温かい関わりも大切にされており、顔見知りの大人がいるという安心感や声を掛けてもらう安心感により、地域の人への親しみを持ち、自分の住むまちに対する愛着にもつながっています。今後も、地域の方々の協力による「学援隊」と学校との信頼関係を大切にし、共に子どもを育てる安全・安心なまちづくりを継続して行っていくことが大切です。
- (d) 未来を担う子どもたちが、感性豊かに、安心してのびのびと育つ環境として、豊かな自然環境を将来

に継承していくことが求められます。地球温暖化対策や循環型社会の構築、自然環境との共生など、環境に関する取組について、家庭、地域、学校、市民団体、事業者など社会全体で充実を図っていく必要があります。

(1) 施策の目標・方向性

a ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方ができる環境づくりを推進します。

(a) 充実した仕事と子どもや家族との豊かな時間が持てるように、男女が共に働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できる職場環境の整備や、男性に対する家事・育児支援等の推進、広く市民へワーク・ライフ・バランスを啓発することなどにより、引き続き、仕事と子育て等の両立支援を推進します。啓発の取組においては、子育て家庭におけるワーク・ライフ・バランスは子どもの心身の発達を促すことにつながる、という「子どもにとって」の視点も大切にしていきます。

(b) 学生や未婚者に向け、結婚や妊娠・出産に関する基本的な知識や、仕事と子育て・家庭生活の両立に関する支援制度についての情報提供を行うことにより、自身の働き方や生き方について考える機会を提供し、希望するライフスタイルの実現を支援します。

(c) それぞれの企業形態や抱えている課題に合わせ、

取組の参考となる先進事例を紹介する講座の開催や、その企業における新たな取組の検討を行うための講師派遣を行い、企業にとっても有効なワーク・ライフ・バランスの取組を広めます。

- (d) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、上記に掲げた本市の取組や国に対する働きかけを強化していくことはもちろんですが、行政の取組だけで実現できることには限界があり、市民、企業、行政が共に考え、一緒になって取り組んでいくことが必要です。ワーク・ライフ・バランスに関連する様々な事業や啓発の場を、市民、企業、行政が共に考え、連携する機会としていきます。
- (e) ライフスタイルに合わせた多様な働き方の実現に向け、女性起業家への支援の充実や女性の再就職支援、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。
- b 子どもを大切に社会的な機運を醸成します。
 - (a) 祖父母世代を主な対象として、自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育てに関する講座等を地域に合った形で実施し、幅広い世代に地域の子ども・子育て支援への参加を広げます。
 - (b) 将来の子育て世代に向けた、赤ちゃんとの触れ合いの場の提供、子育て中の方からのメッセージ、子育ての喜びを広く分かち合うための情報発信など、結婚や妊娠・出産、子育てに対する楽しさや喜びを知るきっかけづくりを進めます。

(c) 地域社会全体で子育て家庭を応援する具体的な仕組みとして、市内の店舗・施設に子育て家庭を応援する様々なサービスを提供してもらい、妊娠中や子育て中の方が安心して楽しく地域で過ごせる社会的な機運を醸成します。

c 安全・安心のまちづくりを進めます。

低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者、子育てに関わる市民、子育て従事者等に向け、子どもの事故予防に関する啓発を推進します。また、犯罪や有害環境から子ども・青少年を守るための取組を推進します。

第 5 計画の推進体制（P D C A サイクルの確保）

新制度において、計画で定めた 5 年間の量の見込みと確保方策に基づき、計画的に施設・事業を提供するとともに、様々な子ども・子育て支援施策を着実に推進していくためには、計画の推進体制を構築し、P D C A サイクルを確保する必要があります。

1 子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表

本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」といいます。）を設置し、議論を行ってきました。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況の点検・評価について、子ども・子

育て会議で審議を行っていきます。

点検・評価に当たっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価を行ったり、必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施したりするなど、多面的な手法を検討します。

なお、計画における実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。

2 様々な主体による計画の推進

本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。

自治会町内会、民生委員・児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。

本計画は作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、市民意見交換会を市内全区で開催するなど、幅広く御意見をいただきました。

「第3 本市の目指すべき姿と基本的な視点」でも述べたように、「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、社会におけるあらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえて取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く意見交換をしながら計画を推進していきま

す。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法第61条第1項及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき横浜市子ども・子育て支援事業計画を策定したいので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

参 考

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 10 項まで省略）

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（第 2 項から第 8 項まで省略）